

福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金 概 要

1. 事業概要

原子力災害被災 12 市町村内において、民間団体等が行う、12 市町村内における創業や 12 市町村外からの事業展開に対して、その事業に要する経費の一部を補助することにより、働く場・買い物をする場などまち機能を早期に回復し、原子力被災事業者の事業・生業の再建に向けた取組を促進する。

2. 対象事業者

- ① 12 市町村内において創業する者
- ② 原子力災害発生時に 12 市町村内において事業を行っていない事業者であって 12 市町村内で事業展開を行う者

3. 補助事業の内容、事業スキーム等

(1) 補助要件（①及び②両方の要件を満たす必要があります）

- ① 12 市町村内において創業又は事業展開を行う場合
- ② 原子力被災事業者の復興の動向も踏まえつつ、原子力災害からの復興に向け 12 市町村が定めた復興計画、長期計画及びこれらに類する計画に沿った事業であることを 12 市町村が確認した場合

(2) 補助率

3分の2以内

(3) 補助対象経費

事業区分	補助対象経費
人件費（創業する場合に限る）	人件費
事業費	施設等購入・借入・整備費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費
委託費	委託費
その他	知事が特に認める経費

(4) 限度額

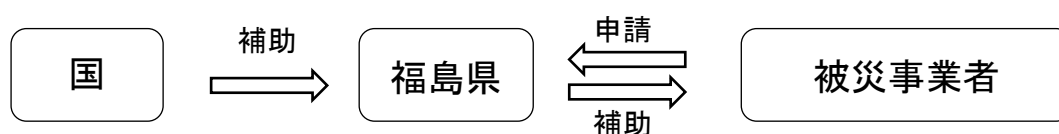
補助対象経費（限度額 450 万円）に補助率を乗じた額

(5) 補助金支払いの基準日等

補助金の支払い開始の基準となる日は、県からの交付決定を受けた日（補助金の遡及適用はありません）

※人件費（創業の場合に限る）、施設借入費、設備リース費について、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払った補助事業期間内分の費用は、対象となります。

(6) 事業スキーム・補助金申請の流れ



※補助金申請に係る主な流れ

- | | |
|--------|--------------|
| ①補助金申請 | (事業者 → 福島県) |
| ②審査 | (福島県・第三者審査会) |
| ③交付決定 | (福島県 → 事業者) |
| ④事業実施 | (事業者) |
| ⑤実績報告 | (事業者 → 福島県) |
| ⑥確認 | (福島県) |
| ⑦補助金交付 | (福島県 → 事業者) |

(7) その他

補助金申請に先立ち、原則として、認定経営革新等支援機関による事前確認が必要です。申請には、事前確認を受けた事業計画と認定経営革新等支援機関確認書の添付が必要です。

4. 公募スケジュール等

平成30年8月13日(月)～10月1日(月)

平成30年度の事業に係る公募内容の詳細は、福島県経営金融課ホームページに掲載する。

5. 連絡先

福島県経営金融課 電話 024-521-7291 FAX 024-573-4647